

平成 16 年国民生活基礎調査の概要（案）

資料 2-1

1 調査の目的

本調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的とする。

2 調査の対象及び客体

全国の世帯及び世帯員を対象とし、世帯票、健康票については、平成 12 年国勢調査区から層化無作為抽出した 5,280 地区内のすべての世帯及び世帯員を調査客体とする。

介護票については、前記の 5,280 地区から層化無作為抽出した 2,500 地区内の介護保険法の要介護者及び要支援者を調査客体とする。

所得票、貯蓄票については、前記の 5,280 地区に設定された単位区から層化無作為抽出した 2,000 単位区内のすべての世帯及び世帯員を調査客体とする。

3 調査の時期

世帯票、健康票、介護票 平成 16 年 6 月 10 日（木）
所得票、貯蓄票 平成 16 年 7 月 15 日（木）

4 調査事項

世帯票 性、出生年月、世帯主との続柄、配偶者の有無、公的年金・恩給の受給状況、所得を伴う仕事の有無・就業希望の有無、勤めか自営かの別・仕事の内容（職業分類）、現在の公的年金の加入状況等

健康票 入院・入所の状況、自覚症状、治療の状況、通院・通所の状況、傷病名、支払った費用、日常生活への影響、就床日数、健康意識、悩みやストレスの状況、健康診断受診状況等

介護票 調査票の回答者、介護が必要な者の性別と出生年月、要介護度の状況、介護が必要となった原因、居宅サービスの利用状況等

所得票 所得の種類別金額、課税等の状況、生活意識の状況等

貯蓄票 貯蓄現在高、貯蓄の増減の状況、借入金残高等

5 調査の方法

- （1）準備調査については、調査員が平成 12 年国勢調査区要図に基づいて、受持ち調査地区を巡回し、調査地区要図及び調査世帯名簿を作成する。
- （2）世帯票、介護票、所得票は、調査員が世帯を訪問し、面接聞き取りの上、調査を実施する。
- （3）健康票、貯蓄票は、あらかじめ調査員が配布した調査票に世帯員が自ら記入し、後日、密封方式により調査員が回収する。

6 調査の系統

（1）世帯票、健康票、介護票

厚生労働省 —— 都道府県 —— 保健所 —— 指導員 —— 調査員 —— 世帯
　　└ 保健所設置市
　　特 別 区

（2）所得票、貯蓄票

厚生労働省 —— 都道府県 —— 福祉事務所 —— 指導員 —— 調査員 —— 世帯
　　└ 市・特別区及び福祉事務所を設置する町村

7 集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省大臣官房統計情報部が行う。

調査結果は「平成 16 年国民生活基礎調査の概況」及び「平成 16 年国民生活基礎調査（報告書）」として速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>) に掲載する。